

2025年3月28日

各位

株式会社 北陸銀行

**「ほくぎん電子債権サービス」ご利用手数料の引き下げおよび手形・小切手発行終了について
～「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応～**

ほくぽくフィナンシャルグループの北陸銀行（頭取 中澤 宏）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、「ほくぎん電子債権サービス」ご利用手数料を引き下げし、2026年3月31日(火)で手形・小切手の発行を終了いたします。

2021年6月に政府で「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組推進」、「小切手の全面的な電子化を図る」とし、全国銀行協会でも「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としております。当行でもこうした環境を踏まえ、「手形・小切手の全面的な電子化」の一環として、「ほくぎん電子債権サービス」ご利用手数料を引き下げし、2026年3月31日(火)で手形・小切手の発行終了を実施いたします。

当行では、「手形・小切手の全面的な電子化」を通して顧客利便性の向上、紙資源削減等による持続可能な環境・社会の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

記

1. 「ほくぎん電子債権サービス」ご利用手数料の引き下げ

(1)適用開始日 2025年6月2日(月)

(2)改定手数料

(税込/件)

		改定前	改定後
発生記録請求手数料(債務者請求方式)	北陸銀行宛	330円	330円
	他行宛	660円	
発生記録請求手数料(債権者請求方式)	北陸銀行宛	330円	330円
	他行宛	660円	
譲渡記録請求手数料	北陸銀行宛	165円	165円
	他行宛	330円	
分割譲渡記録請求手数料	北陸銀行宛	330円	330円
	他行宛	660円	
決済事務手数料		220円	無料

2. 手形・小切手等の発行終了

受付終了日	2026年3月31日(火)
内容	①手形・小切手の発行依頼の受付終了 ②署名鑑印刷サービスの受付終了 ③連続手形サービスの受付終了

手形・小切手の全面的な電子化について

■ 電子化とは

電子化の代表例

インターネット
バンキングによる振込

電子記録債権
(でんさい)

電子化のメリット

リスク低減 現物がないため、紛失や盗難等の心配がありません

事務負担軽減 手形等の振出作業や郵送作業が不要です
手形の保管・管理等が不要です

コスト削減 取引先への郵送料や印紙代が不要です

**場所を選ばず
利用可能** 非対面での取引が可能のため、取引先や金融
機関等に行く必要がありません

■ 電子化が遅れると

- ✓ 電子化によるメリットを享受できず、生産性の向上が遅延する
- ✓ 取引先との資金決済に支障が生じる 等のおそれがあります

■ 手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましても、インターネットバンキングからの振込、電子記録債権(でんさい)のご利用等電子決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

■ 「手形・小切手の全面的な電子化」に関する政府等のこれまでの取り組み

2021年6月	政府が「成長戦略実行計画」を閣議決定 ・「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組推進」 ・「小切手の全面的な電子化」
2021年7月 (2023年11月改定)	全銀協が「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定 ・2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロ

3. 該当するSDGsの目標



SDGsは、Sustainable Development Goalsの略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。
ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

【でんさい手数料】北陸銀行 営業企画部 TEL(076)423-7111
【手形等発行停止】北陸銀行 総合事務部 事務管理グループ TEL(076)423-7111